

【様式2】

市民意見公募手続の実施事案について

所管課名	保健福祉部 子育て支援課
------	--------------

事案番号	12220
実施事案名	第2期松山市子ども・子育て支援事業計画の中間見直し（案）
政策等を策定する趣旨、目的及び背景	<p>第2期松山市子ども・子育て支援事業計画は、全ての子どもたちと子育て家庭を対象に松山市が取り組む子ども・子育て支援事業の目標や方向性を示した「市町村子ども・子育て支援事業計画」として、子ども・子育て支援法第61条に基づき令和2年3月に策定された5年間（令和2～6年度）を1期とする計画です。</p> <p>同事業計画では、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業等の利用の現状分析とニーズ調査の結果を踏まえて定めた「量の見込み」に応じた「確保の内容」を5年間で段階的に設定しています。</p> <p>また、当初の計画と比べて、「量の見込み」や「確保の内容」などに大きなかい離が見受けられる場合には、中間年度（令和4年度）を目安として、中間見直しを検討することになっています。今回、令和2・3年度の実施状況の点検・評価を踏まえ、国が示す「作業の手引き」に沿って事業計画の中間見直しを行います。</p>
策定根拠となる法令等	<p>子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）</p> <p>教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成26年内閣府告示第159号）</p> <p>第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方について（令和4年3月18日内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）事務連絡）</p>
政策等の案の関係資料	

★意見提出期間が30日未満となった理由

--

実施結果の公表予定日	令和5年4月20日（木）
------------	--------------